

平成 29 年 12 月 15 日

指定管理者の指定について（練馬区立下田少年自然の家）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立下田少年自然の家の指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

団体の名称

株式会社 クックランド

所在地

静岡県下田市柿崎1105番地の53

代表者

代表取締役 遠藤 一郎

3 指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（5年間）

4 選定の経過

平成29年4月19日 第1回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5月19日 平成29年度第1回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を次期の指定管理者の選定対象団体として特定）

7月11日 第2回指定管理者選定小委員会

	( 企画提案書作成要項の審議 )
7月26日	企画提案書作成要項配付・説明 ( 団体を特定して実施 )
8月28日	企画提案書受付
8月31日～9月1日	第3回指定管理者選定小委員会 ( 施設実地調査 )
9月11日	経営診断委託
9月14日	第4回指定管理者選定小委員会 ( プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点 )
11月13日	平成29年度第2回指定管理者選定委員会 ( 申請団体の審査、指定管理者候補の決定 )

## 5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類等を評価した結果、これまでの運営実績から引き続き適切な施設運営が期待できることおよび当該施設を拠点とした校外学習の安全かつ安定的な受入れが行われていること等の理由により、株式会社クックランドが練馬区立下田少年自然の家を運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。( 審査結果は、別表のとおり )

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

### 団体の安定性・継続性

自己資本利益率および総資本回転率の数値が高く、利益を上げる力が十分にある。借入金の返済能力に注意が必要であるが、数値は改善傾向にあり、かつ、事業効率が向上しており今後の発展が見込めることから、区が求める基準を満たす状況である。

### 団体運営の透明性・公正性

区の条例等に準拠した個人情報保護規程、情報公開規程および情報セキュリティ基本方針が整備されている。

従業員に対して秘密保持の誓約書へ署名を義務付けているほか、社内研修を通して情報セキュリティ教育・訓練を徹底するなど、個人情報保護についての意識が高く、

団体運営の透明性・公正性は確保されている。

#### 団体運営における法令等の遵守状況

賃金規程および就業規則が整備されており、社会保険労務士の指導・助言のもと適切な運用が行われている。法令遵守責任者に取締役社長、副責任者に各施設長が任命されており、法令遵守のチェック体制が整えられている。

#### 運営実績

昭和54年の下田臨海寮の時代から現在に至るまでの約38年の間、適正に委託業務(指定管理者としての業務を含む。)を遂行し、安全かつ効率的な施設運営に寄与している。平成20年度からは、他自治体の校外学習施設の施設管理業務、食事提供業務、用務清掃業務を一括して受託しており、現在まで無事故で運営を行っている。このほか、病院清掃業務や食品製造業務などの運営実績がある。

#### 効率的運営・効率化への取組

利用状況や業務内容に応じた多様な雇用形態の従業員の配置や、他事業所との人材共有による繁忙期の協力体制の構築など、利用者へのサービス水準を落とさない効率的かつ弾力的な人員配置とする提案がある。

また、一般従業員に対して専門知識や資格取得を推進し、設備保守や簡易修繕の自社実施を高めることにより、管理業務費の縮減に努めている。

#### 受託への熱意・意欲

移動教室や臨海学校等の校外学習事業を安全かつ安定して実施するために、区と下田市の柿崎地区・須崎地区・外浦地区との関係を良好に保ち、万全な受入態勢を整えており、受託への熱意・意欲は十分に認められる。また、区民保養施設としても、利用状況を分析し、新しい客層の開拓や閑散期の集客を図るイベントの企画の提案など、利用促進に向けた積極的な姿勢が示されている。

#### 施設管理の安全性への配慮

各種事象に対応した危機管理マニュアルを整備し、定期的な実務訓練や内部研修を実施するとともに、警察、消防、保健所等が主催する研修会に参加し必要な情報収集を行う等、危機管理に関する継続的な取組の提案がある。また、地域の消防団経験者を積極的に雇用し、防災に関する知識や経験を有する従業員の確保に努めている。

また、社内に管理栄養士を中心とした衛生管理委員会を設置し、年次計画により衛生管理体制の定期的な巡回指導を行っていること等、安全性への配慮が認められる。

### 施設管理運営体制

現在のサービス水準を維持および向上するため、利用者アンケートや実施報告書を重視し、できる限り利用者の立場に立って運用の改善に努める姿勢が示されている。

下田市内の事業者である特性を生かし、校外学習で利用する周辺の見学施設や活動場所等の地域関係者に対して、適宜、必要な情報交換や調整を行う等、円滑な関係を構築している。

利用者への対応（接遇を含む。）

苦情処理規程や内部検討会議を活用し、苦情・要望に対する事例研究や解決策の検討を行うことで様々な状況に対応できるよう研鑽に努めている。

常時、利用者の人権等に配慮したきめ細かい対応を行えるよう、男女バランスに考慮した人員配置体制を整えている。

接遇マニュアルに基づいた内部研修の実施や、下田おもてなしプログラム等の外部機関の研修の受講により、従業員の接遇マナーの向上に努めている。

### 職員の育成

外部機関が開催する研修への積極的な参加、社内における食品衛生の現地研修や自社マニュアルを用いた部署内研修の充実のほか、類似施設を直接訪問することで施設案内などの知識を高める等、従業員の育成および質の向上に努めており、区が求める基準を満たしている。

### 団体の理念・姿勢

食を扱う企業として、食文化の創造に真摯に取り組み、食を通して健康や感動を与えることを基本理念・経営理念としている。

地域社会に貢献する取組が会社発展の礎になると考え、地域の行事やボランティア活動に積極的に参加することで地域貢献に努めている。

### 校外学習の受入態勢

校外学習の受入れに当たっては、学校ごとに専属の従業員を配置し、活動場所や災害時の避難場所等の情報提供をはじめ、各学校からの交通事情や雨天時の対応策等の相談に応じて、行程の計画段階から支援を行っている。

実施中は、天候や気温などの状況により、迅速に周辺の情報収集し、天候の変化に伴う危険箇所等に関する情報を学校に提供する等、突発的な事象や行程の変更に臨機応変に対応している。

特別支援学級の宿泊学習の実施において、専属の従業員を2名配置し、施設内の各種設備への安全対策や備品の一時的な撤去等のきめ細やかな配慮を行い、安全性の確保に努めている。また、屋外活動の際には、緊急時の対応に備えて従業員が車両で随行し、行程のほぼ全般にわたり支援を行っている。

事故や災害が発生した場合は、伊豆半島地域に点在する近隣事業所の従業員による迅速な支援体制を組むことができる。

校外学習の活動場所に特化したハザードマップの作成や、新たな館内企画の開発による雨天時支援の充実により、校外学習の安全性や質の向上を高めていくという提案がある。

以上の点から、校外学習の受入態勢は万全に整えられており、特筆すべき状況であると評価した。

## 指定管理者選定の審査結果（練馬区立下田少年自然の家）

## 1 評価項目・評価基準（細目）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 利益を上げる力の有無 事業効率の状況 資金力の有無 借入金の返済能力の有無 経営の安全性	10点	6点
2 団体運営の透明性・公正性 個人情報の保護および情報セキュリティ確保のための体制および運用状況 情報公開の体制および運用状況	5点	3点
3 団体運営における法令等の遵守状況 法令等の遵守（労働関係法令の遵守を含む。）に対する団体の取組	5点	3点
4 運営実績 団体の過去の活動のうち少年自然の家と同種、同規模施設の運営実績 現在、運営している施設の状況および施設での取組内容・取組の成果 過去のトラブルへの対応事例	5点	4点
5 効率的運営・効率化への取組 効率的な人員配置 再委託の範囲の妥当性 事業計画と収支計画の妥当性 その他効率的・効果的な施設運営に係る提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 施設の設置目的・現状を踏まえた管理・運営の基本的な考え方 の考え方に基づく具体的な提案内容 当該施設の指定管理者として培ったノウハウを生かした今後の取組	5点	4点
7 施設管理の安全性への配慮 日常的な点検体制 災害その他緊急時の危機管理体制 管理上の不具合や問題の区への報告体制 食事提供における衛生管理体制	15点	12点
8 施設管理運営体制 現在のサービス水準の維持および向上のための提案内容 利用者ニーズに対応するための提案内容 練馬区環境方針、災害時の対応など区の方針や、区が実施する事業に対する協力姿勢 少年自然の家の所在する地域との円滑な関係の構築	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む。） 苦情解決体制 利用者への公平公正な対応 利用者等の人権への配慮 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 職員に対する研修体制	5点	3点
11 団体の理念・姿勢 団体の社会貢献・地域連携等の取組	5点	4点
12 校外学習の受入態勢（施設特性に応じた評価項目） 校外学習の受入れに対する基本方針 校外学習の受入れ時の職員配置 利用者の安全確保に対する基本方針・取組	15点	15点
合 計	100点	78点